

泉佐個審第6-2号  
平成18年3月14日

泉佐野市長  
新田谷 修司 様

泉佐野市個人情報保護審査会  
会長 松田 聰子

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成17年12月21日付け泉佐総総第2134号で諮問のあった「地域包括支援センターネットワーク構築に係るオンライン結合について」に係る泉佐野市個人情報保護条例第7条第3項の規定による外部提供禁止の例外事項について、下記のとおり答申します。

記

審議結果 不承認

理由 泉佐野市個人情報保護条例は、第6条において、実施機関による個人情報の収集については個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲で適正かつ公正な手段によって収集しなければならないと定め、かつ、第7条において、当該目的以外に個人情報を利用し提供することを禁じるとともに、いわゆるオンライン結合を原則禁止し、「特に公益上必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置がとられていると認めるときは、この限りではない」（第3項）と定めている。

本件諮問の「地域包括支援センターネットワーク構築に係るオンライン結合について」は、改正介護保険法に基づく包括的支援事業が円滑に遂行されるように、市が、支援事業の対象者の情報に限らず、全市民の住民基本台帳情報及び外国人登録情報をオンライン結合によって地域包括支援センターに提供しようとするものである。

しかしながら、そもそもこのような一般的包括的なオンライン結合には、個人情報の漏えい等の危険性が高度にあり、かつ、一旦漏えいした場合の被害が甚大なものになる可能性が大きいため、当審査会としてその是非の判断には極めて慎重にならざるを得ないところ、地域包括支援センターの事務は、係るオンライン結合によらなければ遂行できないとの確証を得ることはできず、現時点において、他の適法な情報収集手段によっても迅速かつ的確に遂行できるものと思慮されるものである。したがって、本件諮問のオンライン結合による個人情報の提供が特に公益上必要とは認められない。